



報道関係者 各位

平成 29 年 7 月 12 日

【照会先】 大分労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 和田 雅弘

労災管理調整官 副田 達也

【電話番号】097(536)3214 (内線 602)

(大分労働局災害関連第 6 報)

大雨により被災した場合

健康管理手帳の提示がなくともアフターケアを受診できます

義肢等補装具がき損等した場合は修理・購入費用を支給します

大分労働局(局長:小笠原 清美)は、大分県・福岡県等の大雨による土砂災害等により被災されたアフターケア健康管理手帳をお持ちの方、義肢等補装具等を使用されている方、義肢等補装具費を請求される方のアフターケア及び義肢等補装具費等について、以下のとおり取り扱うこととしました。

1. アフターケアについて

健康管理手帳の提示がなくとも受診できます。

氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝え下さい。

実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合、避難先で実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。
健康管理手帳をなくした場合などは再交付ができます。

アフターケア:仕事や通勤によるケガや病気で療養されている方が、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐための診察等を受診することができる制度です。

2. 義肢等補装具

土砂災害等によりき損等した場合は修理費用・購入費用を支給します。

購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、証明書の添付は不要です。

証明書が提出できない理由を都道府県労働局労災補償課の担当者にお伝えください。

(問い合わせ先) 大分労働局 労働基準部労災補償課

住 所:大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階

電話番号: 0 9 7 - 5 3 6 - 3 2 1 4

<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

